

掲示期間 4.1 - 4.10

新潟市告示第 157 号

新潟市西区体育施設使用料事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、西区体育施設使用料の徴収を平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		
名称	位置	
新潟市黒埼地区野球場	新潟市西区木場 6 3 0 番地 1	新潟市中央区 下大川前通四ノ町 2186 番地 みどりと森体育施設運営グループ 代表者 愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 秀之
みどりと森の運動公園体育施設	新潟市西区板井 1 0 1 8 番地 1	